

介護保険料の基準額は変わらず

介護保険第1号被保険者の保険料（令和6～8年度）等について説明を受けた。

【第1号被保険者保険料基準額について】

令和6～8年度の3年間の基準額を、令和3～5年度と同額の月額5850円（年7万200円）とする。

【保険料所得段階及び保険料について】

国は、第1号被保険者間の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、9段階から13段階とした。本町も国の結果を踏まえ、10段階から14段階に設定した（一部町の独自設定あり）。

- ・低所得者（第1～3段階）は、公費投入により保険料負担割合を引き下げ。

質疑

保険料の影響

委員 介護報酬が4月より改定になるが、介護サービス標準給付費は、それを見越しての算定か。

当局 新しい介護報酬で計算している。



方、下がる方はそれぞれどの程度いるか。
当局 増となる第11～14段階の方は80～90人程度を見込んでいる。減となる第1～3段階の方は、1300人程度と推計している。

- ・第4～6段階は国と同様。
- ・町独自で設定の第7、8段階は、国の基準を踏まえ設定。
- ・第9～14段階は、国の第8段階と同様の考え方で設定。

【事業の目的と概要】
本町への移住定住者の増加と転出の抑制による定住人口の増加を目的に、令和4年度に策定した、子育て支援住宅・若者定住促進住宅整備基本構想に基づき、子育て支援住宅（第3期）と若者定住促進住宅の整備に取り組むもの。

- ・若者定住促進住宅
若者単身世帯、若者夫婦世帯を対象とした集合住宅
- ・構内道路、駐車場等
3棟18世帯

質疑

これまでの経過

子育て支援住宅整備

H20年度	6棟
H21年度	6棟
R3年度	4棟

- ・子育て支援住宅
- ・子育て世帯を対象とした戸建て住宅

12戸



できるだけ早期の住宅整備に期待する

子育て支援住宅・若者定住促進住宅整備について説明を受けた。



完成予想図

若者定住促進住宅

